議題３　退職管理に関する規定について（尾張旭市提出）

資料３

市名	１　再就職者による働きかけの規制			２　再就職に関する任命権者への届出
	（１）第2項「退職手当通算法人」	（２）第4項「長の直近下位の内部組織の長に準ずる職」	（３）第8項「国の部長または課長の職に相当する職」	過料の規定の有無
名古屋市	・地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ・地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社 ・地方道路公社法に規定する地方道路公社 ・沖縄振興開発金融公庫法に規定する沖縄振興開発金融公庫 ・公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公社 ・国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人 ・本市が設置し、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人（別に定める法人に限る。）	局長段階の職	・部長段階の職及び課長段階の職 ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長並びに幼稚園の園長	無
豊橋市	規定なし	行政職給料表等級別基準職務表の等級欄に掲げる９級の項に規定する基準となる職務欄に掲げる職（部長級の職員）	・行政職給料表（企業職含む）等級別基準職務表の等級欄に掲げる７級及び８級の項に規定する基準となる職務欄に掲げる職 ・校長及び教頭の職	有
岡崎市	岡崎市職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡崎市条例第12号）第７条第５項第２号に規定する一般地方独立行政法人等。内容としては、国の「職員の退職管理に関する政令」の定めに同じ。	上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、岡崎市教育委員会事務局組織規則（平成15年岡崎市教育委員会規則第１号）で定める教育部長、監査委員事務局長	担当課長級以上の職	無
一宮市	(1)　国 (2)　地方公共団体 (3)　国家公務員退職手当法第７条の２第１項に規定する公庫等 (4)　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第１項各号に掲げる法人 (5)　一宮地方総合卸売市場株式会社	部長及びその相当職	(1)　次長及びその相当職 (2)　課長及びその相当職	無
瀬戸市	地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるもの	級別標準職務表職務の級欄に掲げる8級（部長級）	級別標準職務表職務の級欄に掲げる7級及び8級（課長級及び部長級）	無
半田市	（規定なし）	水道部長、教育部長、市議会事務局長、半田病院事務局長	行政職給料表６級～８級の適用を受ける職員が就いている職	無
春日井市	・地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社 ・地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社 ・国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第７条の２第１項に規定する公庫等	・市民病院院長 ・市民病院副院長 ・市民病院医務局長 ・市民病院看護局看護部長 ・市民病院事務局長 ・会計管理者 ・消防長 ・教育部長 ・監査事務局長 ・議会事務局長	・春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第１号。以下「給与条例」という。）別表第１行政職給料表で規定する職務の級が７級の職員又は８級の職員（第６条各号及び春日井市事務分掌条例（昭和47年春日井市条例第２号。以下「事務分掌条例」という。）第１条各号に規定する各部の長を除く。） ・給与条例別表第２医療職給料表⑴で規定する職務の級が３級又は４級の職員 ・給与条例別表第２医療職給料表⑵で規定する職務の級が７級の職員 ・給与条例別表第２医療職給料表⑶で規定する職務の級が６級の職員 ・春日井市企業職員の給与に関する規程（平成９年水管規程第８号。以下「給与規程」という。）別表第１企業職給料表で規定する職務の級が７級の職員又は８級の職員（第６条各号及び事務分掌条例第１条各号に規定する各部の長を除く。）	無

市名	1　再就職者による働きかけの規制			2　再就職に関する任命権者への届出
	（１）第2項「退職手当通算法人」	（２）第4項「長の直近下位の内部組織の長に準ずる職」	（３）第8項「国の部長または課長の職に相当する職」	過料の規定の有無
豊　川　市	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）のほか、豊川市職員退職手当支給条例（昭和３０年豊川市条例第２５号）第６条第５項第２号に規定する地方公社及び公庫等。 地方独立行政法人の定義 →住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。	規則で定めるものは、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める職とする。 ⑴　市長部局　政策調整監、防災対策監及び財産管理監 ⑵　議会事務局　事務局長 ⑶　監査委員事務局　事務局長 ⑷　教育委員会事務局　教育部長 ⑸　消防部局　消防長 ⑹　水道事業部局　部長 ⑺　病院事業部局　院長、副院長、診療局長、診療技術局長、看護局長及び事務局長	規則で定めるものは、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める職とする。 ⑴　市長部局　次長並びに課長、主幹、保健センターの所長及び支所長 ⑵　議会事務局　事務局次長及び課長 ⑶　監査委員事務局　事務局次長及び主幹 ⑷　教育委員会事務局　教育部次長並びに課長、主幹及び中央図書館の館長 ⑸　消防部局　消防次長及び消防署長並びに課長、主幹、副署長及び分署長 ⑹　水道事業部局　次長並びに課長及び主幹 ⑺　病院事業部局　診療部長、診療技術局長、薬局長、事務局次長及び経営企画室長並びに課長及び主幹 ⑻　豊川市立学校　校長	無
津　島　市	・社会福祉法人津島市社会福祉協議会 ・公益社団法人津島市シルバー人材センター ・愛知県市長会 ・公益財団法人愛知県市町村振興協会 ・愛知県都市職員共済組合 ・一般社団法人津島市医師会 ・名古屋西流通センター株式会社	・消防長 ・教育委員会事務局長 ・市議会事務局長 ・上下水道部長 ・市民病院事務局長	・部長（左記（２）を除く） ・課長 ・校長	無
碧　南　市	規定なし	(1) 教育部長 (2) 議会事務局長 (3) 監査委員事務局長 (4) 会計管理者 (5) 前各号に定める職に就いている者及び地方自治法第１５８条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長が兼ねる職	(1) 碧南市職員の給与に関する条例（平成５年碧南市条例第２８号。以下「給与条例」という。）第５条第１項第１号に規定する行政職給料表（１）の適用を受ける職員（水道事業職員を含む。）のうち７級の者が就いている職 (2) 給与条例第５条第１項第３号アに規定する医療職給料表（１）の適用を受ける職員のうち４級の者が就いている職 (3) 給与条例第５条第１項第３号イに規定する医療職給料表（２）の適用を受ける職員のうち６級以上の者が就いている職 (4) 給与条例第５条第１項第３号ウに規定する医療職給料表（３）の適用を受ける職員のうち６級の者が就いている職	無
刈　谷　市	規程していません	・会計管理者 ・議会事務局長 ・監査事務局長 ・刈谷市教育委員会事務局処務規則で定める部の長	・刈谷市処務規則で定める副部長、監、課長及び室長 ・刈谷市水道事業事務分掌及び処務規程で定める監及び課長 ・刈谷市会計管理者の補助組織設置規則で定める監及び課長 ・刈谷市議会事務局処務規程で定める監及び課長 ・刈谷市教育委員会事務局処務規則で定める監及び課長	無
豊　田　市	なし	・会計管理者 ・上下水道局長 ・教育行政部長 ・学校教育部長 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長	・豊田市職員給与条例（昭和３８年条例第４２号。以下「給与条例」という。）別表第１に規定する７級以上の給料表の適用を受ける職員 ・給与条例別表第２に規定する７級以上の給料表の適用を受ける職員 ・給与条例別表第４に規定する３級以上の給料表の適用を受ける職員	無

市名	1　再就職者による働きかけの規制			2　再就職に関する任命権者への届出
	（１）第2項「退職手当通算法人」	（２）第4項「長の直近下位の内部組織の長に準ずる職」	（３）第8項「国の部長または課長の職に相当する職」	過料の規定の有無
安　城　市	地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人	（１）会計管理者 （２）議会事務局長 （３）監査委員事務局長 （４）安城市教育委員会事務局等組織規則（平成７年安城市教育委員会規則第１号）で定める部の長	（１）次長 （２）監 （３）課長 （４）館長（安城市職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１号）第４条の２に規定する職務の級が７級の者に限る。）	無
西　尾　市	該当なし	・部長級	・部次長級 ・課長級	無
蒲　郡　市	地方独立行政法人のほか蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第２条に掲げる法人	会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長	行政職給料表等級別基準職務表の６級及び７級の職(課長級及び次長級)	無
犬　山　市	社会福祉法人　犬山市社会福祉協議会 公益財団法人　愛知県市町村振興協会	部長、監、部次長及びこれに相当する職	課長、主幹、出納室長及びこれに相当する職 犬山市立の小学校及び中学校の校長の職	無
常　滑　市	規則で定めていない	規則で定めていない	規則で定めていない	無
江　南　市	地方独立行政法人のほか、市長が定める法人	江南市職員の給与に関する条例別表第2に掲げる8級の職	(1)江南市職員の給与に関する条例別表第2に掲げる7級及び8級の職 (2)江南市立の小学校及び中学校の校長の職	無
小　牧　市	―	職務の級が９級以上の職	職務の級が７級及び８級の職	無
稲　沢　市	地方独立行政法人	・稲沢市職員の職名、補職名及び職階に関する規則（昭和４５年稲沢市規則第９号）別表 行政職職 階表(1)の部長の項に掲げる職（公室長及び部長を除く。） ・稲沢市病院企業職員の職名及び補職名に関する規程（平成２２年稲沢市病院事業管理規程第１２号）第３条に規定する事務局長	・稲沢市職員の職名、補職名及び職階に関する規則別表行政職職 階表(1)の次長の項及び課長の項に掲げる職 ・稲沢市病院企業職員の職名及び補職名に関する規程第３条第４号に規定する事務局 次長、調整監、課長、室長及び統括主幹	無
新　城　市	特に規定しない	「給与条例」別表の６級以上の者	「給与条例」別表の６級以上の者	無
東　海　市	東海市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に掲げる団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、愛知県市町村振興協会、愛知県農業共済組合）	部長の職（当該内部組織の長を除く。）及び部長に相当する職	次長及び課長の職並びにこれらに相当する職	無
大　府　市	規則での定めなし	給与条例に定める職務の級が７級以上の職	給与条例に定める職務の級が６級の職	無
知　多　市	公益財団法人愛知県市町村振興協会、愛知県農業共済組合、社会福祉法人知多市社会福祉協議会	参与、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長	知多市職員の給与に関する条例別表第３に定める行政職給料表（１）等級別基準職務表に規定する等級が６級及び７級である職	無
知　立　市	なし	教育部長・議会事務局長・次長	課長又はこれに相当する職（管理職手当の支給を受ける職）	無
尾 張 旭 市	規定していません。	「尾張旭市職員の給与に関する条例（昭和３６年条例第２号。以下「給与条例」という。）別表第２に定める職務の級が８級以上の職員が就いている職」と規定	「給与条例別表第２に定める職務の級が７級以上の職員が就い ている職」と規定	無
高　浜　市	定めなし	議会事務局長の職	グループリーダー及び主幹	無
岩　倉　市	本市では規則で定めておりません。	部長又はこれに相当する職（岩倉市職員の給与に関する条例に定める職務の級が８級の職員が就いている職）	部長又はこれに相当する職及び課長又はこれに相当する職（岩倉市職員の給与に関する条例に定める職務の級が７級以上の職員が就いている職）並びに岩倉市立の小学校及び中学校の校長の職	無
豊　明　市	定めなし	課長級以上	課長級以上	無
日　進　市	地方独立行政法人	日進市職員の任用に関する規則（平成２年日進町規則第１０号）別表第１に規定する部長級の職	日進市職員の任用に関する規則別表第１に規定する課長級以上の職。（ただし、主任指導主事、指導保育士、主幹、園長及び指導主事を除く）	無

市名	1　再就職者による働きかけの規制			2　再就職に関する任命権者への届出
	（１）第2項「退職手当通算法人」	（２）第4項「長の直近下位の内部組織の長に準ずる職」	（３）第8項「国の部長または課長の職に相当する職」	過料の規定の有無
田　原　市	地方独立行政法人のほか、職員の退職管理に関する政令（平成２０年政令第３８９）第２条に規定する法人とする。	支所長、会計管理者、教育部長、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長	次長又はこれに相当する職、課長又はこれに相当する職、主幹又はこれに相当する職	無：本市の退職者数を考えると、通知や説明等で各人への周知は十分可能で、罰則を設けなくても届出の実効性を確保できる。また、本市再就職者の実情を考慮し、退職者に、届出を怠ったことで、過料１０万円以下を課すのは、行き過ぎであると判断したこと。
愛　西　市	規定なし	①議会事務局長②会計管理者③八開診療所長④消防長⑤教育長（任期満了日以降は教育部長）⑥愛西市立の学校に勤務する校長	①教育部長（教育長の任期満了日まで）②一般行政職給料表の５級及び６級の職員が就いている職③愛西市立の学校に勤務する教頭	無
清　須　市	該当無し	部長に相当する職	次長及び課長に相当する職（主幹及び保育長の職を除く）	無
北名古屋市	なし	課長級以上	課長級以上	無
弥　富　市	規定していない	規定していない	①次長の職又はこれに相当する職 ②課長の職又はこれに相当する職 ③小学校長及び教頭並びに中学校長及び教頭	無
みよし市	定めていません	会計管理者、院長、議会事務局長、教育部長、監査委員事務局長	管理職手当の支給を受ける職員の職（法第３８条の２第４項及び本市規則第４条（上記（２））に規定する職員の職を除く）並びに参事及び校長の職	無
あ　ま　市	規定しておりません。	部設置条例にて規定する部以外の長の職（市民サービスセンター長、会計管理者、教育部長、議会事務局長及び市民病院長）を位置づけております。	給与支給規則にて規定する管理職手当を支給する職のうち、行（１）の部長、次長、課長又はこれに相当する職（部長級にあっては、自治法第１５８条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職及び上述の（２）の職を除く。）として整理しております。	無
長久手市	地方独立行政法人、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に掲げる法人	職員の給与に関する条例に定める行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級である者（部長級）	条例未制定のため規定なし	無